

災害対応用木材供給体制構築事業に関する連携協定書

高知県（以下「甲」という。）と協同組合高幡木材センター（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅（そのうち木造で建設するもの。以下「仮設住宅」という。）の建設にあたって、高知県産材の利用を促進するため、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知県産材を生かした仮設住宅の建設に必要な製材品を速やかに供給するために行う主要構造材の備蓄等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の趣旨を達成するため、次の事項について連携し、及び協力する。

- （1）仮設住宅建設に必要な主要構造材（以下「備蓄材」という。）を保管するために必要な施設の整備
- （2）備蓄材の初回の調達及び保管
- （3）備蓄材の入替え
- （4）その他甲及び乙が必要と認める仮設住宅への県産材利用の推進に関すること

（管理）

第3条 乙は、この協定に基づいて管理する備蓄材について、前条の連携事項に求められる公共性を十分に理解し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、備蓄在庫の販売と仕入れにより入替えを行い、備蓄材が常に仮設住宅の建設に使用できる品質を維持するよう努めるものとする。

3 乙は、備蓄材の管理等に伴い、乙の責に帰すべからざる事由により備蓄材が破損等で使用できなくなった場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が実施した第2条（1）から（3）の事業に係る費用については、原則として甲が予算の範囲内で負担（補助及び委託を含む。以下同じ。）するものとする。ただし、甲の指示により（3）の入替えを行う際の、乙が行う備蓄材の移動に要する経費は甲が負担し、乙が通常業務の中で実施する備蓄在庫の販売のための営業活動及び仕入れに係る仕入先との調整に要する費用については、乙が負担するものとする。

（備蓄材の使用の手続）

第5条 甲は、災害時の仮設住宅建設に係る備蓄材の使用にあたっては、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡することができる。この場合において、甲は速やかに当該連絡内容を文書により乙に提出しなければならない。

（備蓄材の引渡し）

第6条 甲は、備蓄材を県内での仮設住宅建設に使用する場合には、前条の連絡に基づき、乙が管理する備蓄材を必要とする住宅建設事業者等に引き渡させることができる。

2 県外での災害のため備蓄材を提供する場合その他甲が備蓄材を売却等により処分する場合は、別途甲から乙へ指示するものとする。

3 備蓄材の入替えの間に災害等が発生し、必要とする備蓄材の量が不足していた場合は、乙が責任を持って不足量を仕入れるものとする。

（報告）

第7条 乙は、備蓄材の管理状況について、毎年4月末までに、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

2 甲は、乙から前条の報告を受けた場合、必要に応じて備蓄材の現物確認を行うことができるものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては高知県林業振興・環境部木材産業振興課、乙においては協同組合高幡木材センター営業担当とする。

（有効期間）

第9条 この協定は、令和2年10月28日から効力を有するものとし、甲乙があらかじめ協議を行った後、甲が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高岡郡四万十町東大奈路505番地

協同組合高幡木材センター

代表理事

災害対応用木材供給体制構築事業に関する連携協定書

高知県（以下「甲」という。）と協同組合西部木材センター（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅（そのうち木造で建設するもの。以下「仮設住宅」という。）の建設にあたって、高知県産材の利用を促進するため、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知県産材を生かした仮設住宅の建設に必要な製材品を速やかに供給するために行う主要構造材の備蓄等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の趣旨を達成するため、次の事項について連携し、及び協力する。

- （1）仮設住宅建設に必要な主要構造材（以下「備蓄材」という。）を保管するために必要な施設の整備
- （2）備蓄材の初回の調達及び保管
- （3）備蓄材の入替え
- （4）その他甲及び乙が必要と認める仮設住宅への県産材利用の推進に関すること

（管理）

第3条 乙は、この協定に基づいて管理する備蓄材について、前条の連携事項に求められる公共性を十分に理解し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 乙は、備蓄在庫の販売と仕入れにより入替えを行い、備蓄材が常に仮設住宅の建設に使用できる品質を維持するよう努めるものとする。
- 3 乙は、備蓄材の管理等に伴い、乙の責に帰すべからざる事由により備蓄材が破損等で使用できなくなった場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が実施した第2条（1）から（3）の事業に係る費用については、原則として甲が予算の範囲内で負担（補助及び委託を含む。以下同じ。）するものとする。ただし、甲の指示により（3）の入替えを行う際の、乙が行う備蓄材の移動に要する経費は甲が負担し、乙が通常業務の中で実施する備蓄在庫の販売のための営業活動及び仕入れに係る仕入先との調整に要する費用については、乙が負担するものとする。

（備蓄材の使用の手続）

第5条 甲は、災害時の仮設住宅建設に係る備蓄材の使用にあたっては、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡することができる。この場合において、甲は速やかに当該連絡内容を文書により乙に提出しなければならない。

（備蓄材の引渡し）

第6条 甲は、備蓄材を県内での仮設住宅建設に使用する場合には、前条の連絡に基づき、乙が管理する備蓄材を必要とする住宅建設事業者等に引き渡させることができる。

- 2 県外での災害のため備蓄材を提供する場合その他甲が備蓄材を売却等により処分する場合は、別途甲から乙へ指示するものとする。
- 3 備蓄材の入替えの間に災害等が発生し、必要とする備蓄材の量が不足していた場合は、乙が責任を持って不足量を仕入れるものとする。

（報告）

第7条 乙は、備蓄材の管理状況について、毎年4月末までに、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

- 2 甲は、乙から前条の報告を受けた場合、必要に応じて備蓄材の現物確認を行うことができるものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては高知県林業振興・環境部木材産業振興課、乙においては協同組合西部木材センター営業担当とする。

（有効期間）

第9条 この協定は、令和2年10月28日から効力を有するものとし、甲乙があらかじめ協議を行った後、甲が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県宿毛市小深浦711-3

協同組合西部木材センター

代表理事